

(趣旨)

第1条 本事業は、農業者の高齢化の進行や担い手不足が著しい「柑橘産地」において、就農希望者（以下「研修受講者」という。）を受け入れ、「温州みかん栽培」に係る技術指導等のトライアル研修を実施するにあたり、研修受講者が研修時に必要となる交通費及び宿泊費の支援、並びに研修受入農家等（以下「研修受入者」という。）へ研修に必要な諸費用の支援を行うとともに、研修受講者がトライアル研修を通じて生産現場を体験し、果樹経営の適性を自ら確認する機会を提供することにより、本市の柑橘産地における新規就農に繋げることを目的とする。また、本事業については、農業者、農業団体、行政等で構成する熊本市果樹産地推進協議会と連携して実施するものとする。

(事業実施)

第2条 本事業の実施については、予算の範囲内において、補助金の交付又は謝礼金を支出するものとし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(事業内容)

第3条 本事業による研修内容及び補助等については別表「事業一覧表」のとおりとする。

2 同一内容の事業について、国や県、市町村が助成する他の制度と補助対象経費が重複する場合は、本事業補助金の交付を受けることができないものとする。

(研修の申込み・審査)

第4条 本事業に応募しようとする者は、市長が定める期日までに別に定める「熊本市柑橘産地担い手確保支援事業募集要領」に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による応募があったときは、熊本市果樹産地推進協議会において書類及び面接により審査を行い、本事業に応募した者に対し審査結果を通知するものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は「研修受講者」で、別表「事業一覧表」に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(謝礼対象者)

第6条 謝礼金の支給の対象となる者は「研修受入者」で、別表の「事業一覧表」に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める事項

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第7条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 交付申請時のトライアル研修実施回数の50%を超える増減
- (2) 事業費の20%を超える増額又は減額（ただし、補助金額の変更がない場合は、この限りでない。）

(実績報告)

第9条 研修受講者は、本研修終了後、研修の日付、研修内容、研修時間等を明確に記録した研修日誌（別添1-2）、研修を通して学んだこと及び今後の就農に関する展望等を記載した研修レポート（別添1-3）を作成し、事業実績報告書（様式第2号）及び熊本市柑橘産地担い手確保支援事業実績書（様式第3号）と合わせて市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

事業一覧表

研修 品目	研修 場所	研修内容	補助 対象者	補助内容	左の説明	補助要件	補助金額
温州 みかん	熊本市 西区河 内町地 内	次に掲げる (1)から(4)の トライアル研 修について、 研修受入者 による温州み かん栽培の技 術指導 (1)防除・マル チ設置・摘果・ 苗木管理 (2)収穫・苗木 管理 (3)堆肥散布・ 改植準備・作 業道整備・苗 木管理 (4)改植・剪 定・肥料散布・ 苗木管理 ※上記1トラ イアルあたり 5日間以内 (延べ最長2 0日間)。	研修受講 者	研修受入者で1 トライアルあた り5日以内（延 べ最長20日 間）の研修を受 講する場合の交 通費及び宿泊 費。	次に掲げる額を補助対 象額とする。 (1)本市までの交通費 （県外から公共交通機 関の利用に限る。ただ し、実費相当額を上限 とする。） (2)研修先まで移動す るために必要なレンタ カー費用（実費相当額 を上限とする。） (3)研修期間中の宿泊 費 宿泊先は旅館業法（昭 和23年7月法律第1 38号）の適用を受け た施設とする。ただし、 終日実習を行わない日 の宿泊費は助成対象外 とする。	次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 (1)本市以外に住所を有すること。 (2)事業実施年度の4月1日時点で18歳以上であること。 (3)研修前までに傷害保険及び個人賠償保険に加入していること。 (4)研修受講申込み後、熊本市果樹産地推進協議会において書類及び面接により審査を行い、研修受講することを認められた者であること。 (5)研修受入者が農業法人の場合は、当法人から過去に給与の支払いを受けていないこと。また、研修受入者が個人の場合は、経営主が親族・姻族（3親等以内）でないこと。 (6)研修受講を認められた者は、補助金交付申請時にトライアル研修実施に関する覚書（別添1-1）を提出するとともに、研修初日に研修受入者と覚書を交わすこと。 (7)研修終了後、研修日誌（別添1-2）及び研修レポート（別添1-3）を作成し、実績報告時に市長へ提出すること。 (8)トライアル研修終了後、就農に至った場合は、就農状況等の調査に協力すること。 (9)熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。	交通費 ①居住地から宿 泊地の往復 上限10,000 円／回、年間 最大4回分まで ②研修先までの レンタカー費用 上限5,000 円／日、年間最 大20日分まで 宿泊費 上限5,000 円／泊／人、年 間1人当たり最 大20泊分まで

別表（第3条関係）

事業一覧表

研修 品目	研修 場所	研修内容	謝礼 対象者	謝礼内容	左の説明	支給要件	謝礼金額
温州 みかん	熊本市 西区河 内町地 内	次に掲げる (1)から(4)の トライアル研 修について、 研修受入者 による温州み かん栽培の技 術指導 (1)防除・マル チ設置・摘果・ 苗木管理 (2)収穫・苗木 管理 (3)堆肥散布・ 改植準備・作 業道整備・苗 木管理 (4)改植・剪 定・肥料散布・ 苗木管理 ※上記1トラ イアルあたり 5日間以内 (延べ最長2 0日間)。	研修受入 者	研修受講者を受 け入れ、1トラ イアルあたり5 日以内（延べ最 長20日間）の 栽培技術の指導 を行う場合の謝 礼。	次に掲げる内容に対する 謝礼とする。 (1)研修受講者に対して 温州みかん栽培に関する 農業技術指導を行う。 (2)研修終了後において も、研修受講者が農業に 興味を持ち、就農に意欲 があると認める場合は継 続して技術指導等の支援 に努める。	次に掲げる要件をすべて満たす者とする。 (1)熊本市果樹産地推進協議会に位置付けられた 研修受入者であること。 (2)研修受入者が農業法人の場合は役員、従業員 又は個人の場合は経営主の親族・姻族（3親等以 内）が研修受講者でないこと。 (3)研修受講者に対し、1トライアル（概ね8時 間）あたり5日以内（最長20日間）の温州みか ん栽培（①防除・マルチ設置・摘果・苗木管理、 ②収穫・苗木管理、③堆肥散布・改植準備・作業 道整備・苗木管理、④改植・剪定・肥料散布・苗 木管理）の技術指導を行うこと。 (4)熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第9 4号）第2条第1号から第3号までの規定に該当 しない者であること。	謝礼金 1日（概ね8時 間）単位として、 定額 5,000円／ 日、 年間最大20日 分まで